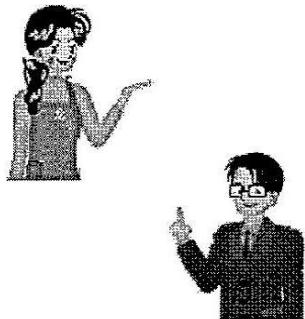


神奈川県盲ろう者通訳・介助員 派遣事業のお知らせ



県からの委託を受け、視覚と聴覚の両方に障害のある方（盲ろう者）にコミュニケーションの支援や外出時の移動介助を行う通訳・介助員を派遣する事業を実施しています。

事業の内容は、次のとおりです。
ご不明な点がありましたら、遠慮なく下記までご連絡ください。

どんな人が対象になるの？

県内に居住する視覚又は、聴覚のいずれかの障害の程度が4級以上で、視覚及び聴覚障害の重複による障害の程度が2級以上に該当する身体障害者（重度盲ろう者）です。

どんなときに派遣してもらえるの？

病院への通院や冠婚葬祭、官公庁での手続きなど、社会生活の上で必要不可欠な場合です。

ただし、次のような場合は派遣できません。

営業活動、通勤や通学など通年かつ長期にわたる外出など

利用料は？

無料です。（ただし、派遣先からの交通費や施設入場料など通訳・介助員に必要な経費は、盲ろう者の負担となります。）

利用方法は？

- ① あらかじめ登録していただきます。
- ② 登録後、通訳・介助員の派遣を希望する場合は、1週間程前に申請してください。（緊急の場合を除く。）
- ③ 通訳・介助員が決定され次第、決定通知書をお送りするとともに、通訳・介助員を派遣します。

登録・
申請先は？

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会

電話：(0466) 27-1911

FAX：(0466) 27-1225

所在地：藤沢市藤沢 933-2 神奈川県聴覚障害者福祉センター内

受付時間：火曜日～土曜日 午前9時から午後9時まで

日曜日 午前9時から午後5時まで

